

付録－１

定期点検結果の記入要領

付録— 1 定期点検結果の記入要領

1. 点検記録様式への記入方法	1
1) 点検記録様式（その 1） 橋梁の諸元と定期点検総合結果	2
2) 点検記録様式（その 2） 構成要素の機能を担う部材群（システム）毎の性能の 評価結果	7
3) 点検記録様式（その 3） 径間別一般図	8
4) 点検記録様式（その 4） 診断のための状態の把握時の現地状況写真	10
5) 点検記録様式（その 5） 力学的な機能を担う部材群（システム）の区分	11
6) 点検記録様式（その 6） 要素番号図及び部材番号図	11
7) 点検記録様式（その 7） 診断のための状態把握の方法	15
8) 点検記録様式（その 8） 部材群毎の性能の評価結果	15
9) 点検記録様式（その 9－1） その他構造（フェールセーフ）の評価結果	17
10) 点検記録様式（その 9－2） その他構造（伸縮装置）の評価結果	18
11) 点検記録様式（その 10） その他構造（フェールセーフ・伸縮装置以外）の 評価結果	18
12) 点検記録様式（その 11） 維持工事等の必要性	18
2. 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式への記入方法	19
1) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 1） 予防措置時の現地状況写真	20
2) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 2） 予防措置位置図	20
3) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 3） 予防措置の実施状況写真	22
3. データ記録様式への記入方法	23
1) データ記録様式（その 1） データ記録時の現地状況写真	24
2) データ記録様式（その 2） データの収集・記録の方法	24
3) データ記録様式（その 3－1） 損傷図	25
4) データ記録様式（その 3－2） 損傷写真	28
5) データ記録様式（その 3－3） 損傷程度の評価記入表	29
6) データ記録様式（その 3－4） 損傷程度の評価結果総括	31
7) データ記録様式（その 4－1） 洗掘の状態写真	31
8) データ記録様式（その 4－2） 洗掘の計測結果	32
9) データ記録様式（その 5－1） 塩化物イオン量の計測結果	32
10) データ記録様式（その 5－2） 塩化物イオン量の計測状況写真	34
11) データ記録様式（その 6） 引き継ぎ事項等	34

付表－1． 1	構造形式一覧	35
付表－1． 2	各部材の名称と記号	38
付図－1． 1	部材の名称	41
付図－1． 2	要素番号例	58
付図－1． 3	部材番号例	113
付図－1． 4	部材群の例	116

1. 点検記録様式への記入方法

点検記録様式（その1）から点検記録様式（その11）は、道路橋毎の所在地や諸元などの基礎的な情報、健全性の診断の区分、その主たる決定要因となる橋の性能の概略の評価、そのために必要な状態の把握、及び性能の評価を踏まえた次回定期点検までの部材群の措置の必要性の技術的見解等を記入する。

各様式の共通項目は以下による。

(1) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第5位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(2) 施設ID

緯度・経度を用いて、「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に示される方法により付与し、記入する。

(3) 橋梁名

道路橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、道路橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

道路橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号（〇〇道路） (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇，県道〇〇 等 (一般県道，主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇，町道〇〇 等

(5) 現地確認年月日

健全性の診断の区分の決定に行われる，知識と技能を有する者による状態把握が行われた実

施日を yyyy. mm. dd 形式で記入する。なお、複数の日にまたがって実施した場合には、末日を記入する。（（半角数字とし、和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉 2023. 04. 01

(6) 橋梁診断員

道路法施行規則（道路法施行規則の一部を改正する省令）に求められている、「知識と技能を有する者」に該当する者で、状態の把握から性能の技術的な評価結果の一連を行った橋梁診断員の所属と氏名を記入する。

〈記入例〉 (株)○○ △△ □□

(7) 橋梁検査員

後日必要に応じて基礎データ記録について必要な検証等ができるように、部材等の損傷の有無やその程度などの現状に関する基礎データの記録者の氏名、所属を記録する。

〈記入例〉 (株)○○ △△ □□

1) 点検記録様式（その1）橋梁の諸元と定期点検総合結果

本様式は、健全性の診断の区分の決定にあたり、以下の情報を記録する。

- ① 道路橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかの推定の結果
- ② ①の場合に想定される道路機能への支障
- ③ 橋梁利用者及び第三者被害のおそれ
- ④ 道路橋を取り巻く状況も勘案して、①～③などの結果も踏まえて、効率的な維持や修繕などの観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討した結果、及びその措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」

本様式には、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、(6)に掲げる「健全性の診断の区分」の記号を記入する。その他維持行為や詳細調査等の必要性の有無に関する引き継ぎ事項も記入する。

また、想定する状況におかれた場合の道路橋を構成する「上部構造」，「下部構造」，「上下部接続部」がどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を記載する。

(1) 諸元等

道路橋の最も基本的な情報の1つであり、適切な方法により記録する。このとき、他のデータベースの内容との整合も図ること。

(2) 所在地

以下の例に従い、施設の起点側の位置を記入する。なお、伝達の確実性の向上を目的として、フリガナを付す等の工夫をするとよい。

〈記入例〉 ○○県 △△市 □□地先

(3) 適用示方書

橋梁の設計・施工では「道路橋示方書」が適用されるため、当該橋梁に適用した道路橋示方書

を明確化（〇〇年道示等と記録）することは、各種点検の際の重要な情報である。

特に、耐震対策を実施している場合は、様式の備考欄に耐震対策を実施した際に適用した道路橋示方書も記載することにより、後日、この様式を活用し、橋梁の耐震性能を速やかに把握でき、地震時の被害を推定する際の一助となる。

(4) 幅員の定義

幅員に関する各寸法の定義は、下図による。



注：起点側から見る。

図 幅員

(5) 備考欄の活用

備考欄には、次の事項から必要事項を抽出し、記載する。なお、別途の橋梁管理のためのデータベース等で容易に参照できる事項は、記載する必要ない。

①近接条件等

ア)一般

- ・近接方法：緊急時及び次回以降の定期点検の計画立案の際に、必要な架橋環境及び近接の難易度の把握に活用できる。
- ・交通規制の有無：交通規制を実施するにあたり確保が必要な車線数及び交通量が把握でき、次回以降の定期点検計画立案に有益な情報である。
- ・協議の有無（相手）：点検するためには必須な情報である。
- ・上部構造分割の有無。
- ・橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施の有無（対象径間の記載）：補修・補強の緊急度を判断するための有益な情報の一つである。
- ・海岸線からの距離：損傷の原因を絞り込むに際しての判断材料の一つである。
- ・塩害特定点検対象及び実施の有無：措置方針を検討するときの参考にできる。
- ・検査路（上下部構造別に設置箇所）：検査路の有無及び設置位置等は、緊急時及び次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。
- ・補修補強工事の有無（前回定期点検以降の補修工事のみが対象）：前回定期点検にて確認された損傷への対応が把握できるため、次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。

イ)その他

現地の条件等によっては、外観の確認すらできない部材も有り得るので、同一橋梁内において、人が近づけるだけの空間が存在しないなどの真にやむを得ない理由で目視、打音及び触診を実施できない場合や近接目視によらない方法により実施した場合は、その位置を備

考欄に記録として残す。詳細は、点検記録様式（その7）が参考にできる。

②構造等の特記事項

健全性の診断の区分の決定や維持管理を行う上で、道路管理者が把握すべき構造を有する場合は、特記事項として記載しておく。

例：構造が上下線で異なり、一方が定期点検の対象外となった場合 等

(6) 定期点検総合結果

・告示に基づく健全性の診断の区分

「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、第1章表－5.

1. 1「健全性の診断の区分」のⅠ～Ⅳに分類した結果を記入する。

・対応や調査の必要性

維持工事等での対応や詳細調査や追跡調査等の必要性の「有・無」を記入する。各判定区分（E, M, S 1, S 2）の判定の基本的な考え方は、第1章5. 2から5. 4によるものとする。なお、必要性があると判定し「有」を記録した場合は、その内容と理由を、「定期点検総合結果に関する補足」の欄に記載するとよい。

・定期点検総合結果に関する補足

健全性の診断の区分の背景となった情報などのうち、取り巻く状況や管理方針など、橋梁診断員の所見に付言しておく事項があれば適宜補足を加える。また、次回点検の時期、措置の優先性、監視や調査の調査の必要性を補足するなど、維持管理上の申し送り事項などを適宜記載する。

(7) 性能の評価結果

道路橋毎、道路橋を構成する「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「その他（フェールセーフ）」、「その他（伸縮装置）」の構成要素毎に記載する。

・想定する状況における各構成要素等の状態の評価

「活荷重」、「地震」、「豪雨・出水」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。「その他」は、道路橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」「豪雨・出水」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に応じて欄を追加する。

第2章5. 2. 1 (3) により以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

橋本体の安全性には直接関係ないものの、それに類する必要な性能を担うその他の構造のうち、「その他（フェールセーフ）」、「その他（伸縮装置）」についても以下のとおり評価し、上記のAからCのいずれかに区分し記載する。

- ・その他（フェールセーフ）：橋に地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合に、「地震」の影響に対して、その橋のフェールセーフが機能することを期待する状態となることを想定して、フェールセーフの装置等に注目して、それが所定の機能を適正に発揮で

きるかどうかの観点で評価した結果を記入する。

- ・その他（伸縮装置）：「活荷重」に対して、伸縮装置の走行性の確保の観点からの評価を行えばよい。なお、伸縮装置自体の構造安全性は、結果的に走行の安全性を損なっている状態でもあることが一般であり、それらも考慮して、走行の安全性の確保の観点で評価した結果を記入する。

想定する状況（活荷重、地震、豪雨・出水）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は、「NA」を記載する。

写真番号は、点検記録様式（その8）の写真番号とリンクするものとし、評価の裏付けや将来の検証等に活用できる代表写真を選定する。

・橋梁診断員所見

道路管理者の意思決定である「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように、橋梁診断員が検討を行った措置に関する総合的な所見が必ず記載されなければならない。所見欄への記入にあたっては、以下に留意するとともに、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」様式3の記録の手引き「4. 所見」を参照する。

- ・施設全体に対する技術的見解の総括を述べる。橋の性能、関連する異常や変状、上部構造、下部構造、上下部接続部などに対して次回点検までに必要な補修や補強等の対策の必要性やその理由が容易に理解できるように記述する。
- ・耐荷性能の回復、耐久性能の改善など、対策等の措置の目的や、対策等の措置の目標や意図として回復させる性能の内容や程度を含むのがよい。
- ・橋全体に想定される対策等の措置の優先順や実施にあたっての留意点、また、複数の措置等の実施が考えられる場合、相互の関係の留意点を含むのがよい。
- ・具体的な材料や工法を特定するような記述は行わない。措置の内容については、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めを想定するが、具体的な措置工法や時期、範囲等まで検討した内容について所見欄に記載することは想定していない。
- ・所見の根拠となった異常や変状等の表記は、第2章表－4. 1. 1による。
- ・補修や補強などの対策の必要性の記述については、定期点検間での内容や橋梁毎の内容の記載の方法について整合が図られ、比較を適切かつ容易に行えるように、以下の表現を組み合わせて記述することを基本的な考え方とする。

・監視

特段の事情がない場合、通常行われる点検等に合わせて間歇的に行われる状態の確認以外に、特別な方法あるいは時期に状態の把握を行うこと

・常時監視

監視のうち、常時又は極めて短い間隔での状態の把握を行うこと

・耐荷性能の改善（あるいは部分的回復）

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。ただし、建設当時に保有していた耐荷性能よりも低い性能を目標とした措置

- ・耐荷性能の回復

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。このとき、建設当時に保有あるいは目標としていた耐荷性能相当の性能を目標とした措置

- ・耐荷性能の強化（又は向上）

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。このとき、建設当時の保有あるいは目標としていた耐荷性能を上回る性能を目標とした措置

- ・耐久性能の改善

点検時点にその状態で想定される耐久性能よりも耐久性能を引き上げる。

このとき、措置前に目標とされていた設計耐久期間にその時点を開始点として新たに耐久期間を設定する場合は、耐久性能の回復として捉える。

- ・耐久性能の回復

現時点を始点として新たに目標とする期間を設定し、それに対する耐久性能を確保すること。

- ・安定の確保

耐荷性能の改善、回復などのうち、特に不安定化が生じないようにするための措置を行うこと。または、橋の耐荷性能に影響を及ぼす周辺の地盤範囲が不安定化しないようにするための措置を行うこと。

- ・発生や進行の防止

更なる変状や損傷の発生や進行が生じないようにするための措置を行うこと。

- ・可能性の低減

想定される変状や損傷その他望ましくない状態等になる可能性や、望ましくない状態をもたらす要因が当該橋梁に影響を及ぼす可能性がより小さくできるとみなせる措置をおこなうこと。

以上の他、次回定期点検等への引き継ぎ事項がある場合には記載する。また、前回定期点検結果から健全性の診断の区分が変わった場合には、橋の性能の評価結果の変化や道路橋を取り巻く状況の変化等、その根拠についても記載する。

耐荷性能や耐久性能等の所見については、他の様式に記載されている内容との重複はなるべく避け、健全性の診断の区分の決定にあたって、その直接的な理由がわかるように記録するのがよい。

なお、点検記録は、その内容に対する誤解や認識の不一致が生じないことや、将来参照する際に記録された内容が正確に伝わる必要がある。そこで、損傷の表記や措置の内容について、上記のとおり、自由筆記による所見を記述する際の用語の統一を図るために基本となり得る用語の例を示している。これらはあくまでも自由筆記のためものであることに注意が必要である。また、ここにはない用語を用いる際にも、道路橋示方書・同解説等で用いられているものをできるだけ用いるなど、意味する内容が明確で一つに特定できるよう心がけること。

2) 点検記録様式（その２）構成要素の機能を担う部材群（システム）毎の性能の評価結果

本様式は、点検記録様式（その１）に記録される定期点検総合結果や性能の評価結果の根拠として、構成要素の機能を担う部材群（以下、「システム」という。）毎の性能の評価の結果を記載する。

なお、本様式の記載内容は、点検記録様式（その８）から点検記録様式（その９－２）で記録する部材群毎の性能の評価の結果を集約し、記録するものである。

点検記録様式（その２）の記入要領は、次のとおりとする。

・性能の評価結果

「活荷重」、「地震」、「豪雨・出水」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。「その他」は、道路橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」「豪雨・出水」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に応じて欄を追加する。

第２章５．２．２（１）により以下のＡからＣのいずれかに区分し記載する。

Ａ：何らかの変状が生じる可能性は低い

Ｂ：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

Ｃ：致命的な状態となる可能性がある

橋本体の安全性には直接関係ないものの、それに類する必要な機能を担うその他の構造のうち、「その他（フェールセーフ）」、「その他（伸縮装置）」についても評価し、上記のＡからＣのいずれかに区分し記載する。

想定する状況（活荷重、地震、豪雨・出水）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は、「NA」を記載する。

・特定事象の種類

第２章表－５．４．１に示す特定事象の種類を記入する。その他、予防保全の観点で記録しておくべき事象があれば、具体の事象名を記入する。また、特定事象が複数ある場合は、複数の特定事象を記入する。

・現地での応急措置

定期点検時に現地で行った応急的な措置の有無とその応急措置の内容を記入する。

・備考（性能の評価にあたっての特記事項等）

部材群毎の性能の評価結果の理由や予防保全の観点からの損傷等の変状の状態などの特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

以下に、一般的に所見に含まれるべき事項を示す。

- ・性能の見立ての根拠となる把握した状態の詳細な事項。
- ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価。
- ・橋梁利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性。
- ・措置の緊急性の有無。
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく性能の見立ての見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無。

- ・措置の必要性

その他構造（フェールセーフ及び伸縮装置以外の付属物、附属物など）に対する次回定期点検までの措置の必要性の有無を記入する。

- ・損傷の種類

その他構造（フェールセーフ及び伸縮装置以外の付属物、附属物など）に対する次回定期点検までに措置が必要と判断した損傷について、損傷の種類を第2章表－4. 1. 1に示す26種類から選択し記録する。

- ・備考

措置の必要性の詳細な内容など特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

3) 点検記録様式（その3）径間別一般図

本様式は、橋梁検査員が作成する。

本様式では、径間毎に、対象橋梁の全体図及び一般図（平面図、側面図、断面図）などを整理し、記載する。

点検記録様式（その3）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「全体図」：橋梁全体の模式図（多径間の場合、対象としている径間をマークする。）
- ・「一般図」：各径間の一般図（平面図、側面図、断面図）

※補強等を反映させた現況の一般図とすること。

現況の一般図がない場合には、新たに作成すること。

【留意事項】

(1) 図面に記載する事項

全体図、一般図に記載する情報等は、次のとおりである。なお、いずれの図面も、数値等が読みとれる明瞭な図面とすること。

①橋梁一般図

全体図で掲載することが多いと考えられる橋梁一般図は、当該橋梁の基本となる図面であり、そこに記載する情報は当該橋梁の点検・診断を行うにあたっての基本的な諸元を網羅する必要がある。ゆえに、当該図には、少なくとも、橋長・支間長・幅員・桁間隔・桁高・支承条件・径間分割番号を記載する。

②平面図・側面図・断面図

一般図で掲載することが多いと考えられる平面図・側面図・断面図には、当該橋梁そのものの情報の他、地形・交差条件・周辺状況及び設計条件等、定期点検をより効率的・効果的に行うための情報を記載する。

記載する情報は、次の中から適切なものを選択する。

- ・方向別表示（○○方面）：当該橋梁の起点・終点を示し、当該橋梁の各部位における正確な位置把握に有益な情報である。
- ・地質縦断面図・柱状図：地質縦断面図・柱状図は、当該橋梁が存在する地形・地質が把握できることの他、当該橋梁に生じた損傷の原因の推定に有益な情報である。
- ・交差物件の名称・方向・条件明示：当該橋梁と交差している物件（河川・道路・鉄道

等)の名称は、その管理者を特定するための情報であり、緊急時及び災害時の情報共有及び対応への連携等に際し必要な情報である。なお、交差物件(河川・道路・鉄道等)の方向別表示を行う。

例：河川…上下流

道路…至〇〇

海岸付近…海側，山側

また、交差条件(建築限界，H.W.L等)を明示することにより、定期点検の計画立案に必要な情報となる。

- ・河川の計画及び現況河床：当該橋梁が河川を横架する場合は、渡河する河川の計画及び現況河床を記載することで、洗掘の有無等の判断の一助となる。
- ・第三者被害予防措置の対象範囲：架橋条件や維持管理の前提条件が確認できる情報である。
- ・梯子，橋梁点検車の設置可能位置：梯子，橋梁点検車で定期点検を行う際に，その設置が可能となる位置の情報であり，定期点検の計画立案を行う場合のみならず，災害時の緊急点検等の際にも有益である。
- ・橋梁下へのアクセスルート：当該橋梁へ到着するまでのアクセスルートを示す情報である。特に山間部等，周辺道路が十分整備されていない地域での橋梁では，定期点検の計画立案を行う場合のみならず，災害時の緊急点検等の際に有益である。
- ・前回定期点検以降の補修・補強の情報：補修・補強工事の範囲(又は位置)は，前回定期点検にて確認された損傷への対応を把握できる情報である。
- ・踏掛板の有無：大規模地震後の緊急点検計画の立案時に，当該橋梁の橋台背面の沈下の生じやすさを把握できる情報である。
- ・定期点検の現地実施において調整等が必要となる施設：定期点検において，事前に調整が必要となる施設(大規模な送電線，光ファイバーの幹線等)は，定期点検の計画立案に必要な情報である。
- ・人が近づけるだけの空間が存在しないなど物理的に近接が不可能であるときや，近接目視によらずに状態を把握した場合は，その位置を一般図に記録として残す。記入内容は，点検記録様式(その7)が参考にできる。

(2) その他記載が望まれる情報

①周辺の交通等状況

当該橋梁の損傷の進展を考察する場合に，橋梁の位置する道路にどのような交通が見られるかは重要な要素の一つであるため，周辺の状況を可能な限り記載する。

例えば，

- ・主要なアクセス道路(高速道路，主要地方道等)
- ・大規模な工業団地等の大型車の通行が想定される地域

②情報源となる施設

災害時には，速やかに情報を入手することが重要であり，遠隔地においても速やかに現地の情報が取得できるように，情報を取得できる施設について記載する。

例えば、

- ・ C C T V の設置位置、撮影範囲・方向、可能な旋回範囲等の情報
- ・ 気象観測装置、路温計等の設置情報

③情報取得年次

記載している情報の確からしさを示すため、各情報の取得年次等について記載する。

例えば、

- ・ 形式・形状は完成図から精緻に転載されたものか、想定が含まれるのか
- ・ 河床高は、○年○月現在時点の高さ
- ・ 交差道路の高さは、○年○月現在の高さ

④側道橋

側道橋には本橋側を、本橋には側道側を記載する。

4) 点検記録様式（その４）診断のための状態の把握時の現地状況写真

本様式では、性能の評価や措置の検討などの一連の診断を行うために必要な情報を把握した際の対象橋梁の全景、路面、路下等の現地状況写真を整理し、記録する。写真は、当該橋梁の客観的事実を示すことができる最たる情報であり、当該橋梁の外観等の他、地形、交差条件及び周辺状況等の情報を、主として視覚的に取得するための様式である。

点検記録様式（その４）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・ 「写真番号」：写真と対応した番号（１から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・ 「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・ 「メモ」：撮影対象箇所（側面、路面、路下 等）、写真内容の補足説明。

所見なのか事実なのか判断しがたい中途半端な記述は行わない。どの情報が有益になるのか定期点検時点での判断は難しいときには、得られた情報を記載するのがよい。また想定部分は「考えられる」と記載するなど、想定での記載であることが読み取れるように記載すること。

【留意事項】

①撮影アングル

写真の撮影アングルは、原則として前回定期点検と同じとする。撮影アングルを見直すべきと判断した場合は、前回定期点検時の写真に写っていた目印となる対象物をフレームに入れるとよい。

また、どの方向から何を写したかを記載する。例えば、「手前：A1側、奥：P1側」、「上り線側から撮影」

②C C T V画像の利活用

当該橋梁を観測しているC C T Vが設置されている場合は、プリセット画像と変状時の画像を比較することで、大規模な変状があれば速やかに確認できることから、掲載しておく

③航空写真の利活用

当該橋梁の周辺状況を一目で確認できることから、可能であれば、国土地理院のサイトか

ら橋梁周辺の航空写真の転載等を検討するとよい。

5) 点検記録様式（その5）力学的な機能を担う部材群（システム）の区分

本様式では、構造の荷重伝達特性や部材等の荷重分担を考慮し、第2章4.2に示す力学的な機能等を満足させている部材等を整理し、上部構造、下部構造及び上下部接続部の荷重の支持、伝達機能を担う部材群を記録する。

本様式は、径間毎に作成する。

点検記録様式（その5）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・部材群が属するシステムの区分

第2章4.2のi～viiのシステムに属する部材群名を記入する。

部材群とは、i からivのシステムの機能を担っている部材を、同じ役割や機能を担っている群にグルーピングしたものをいう。ここでいう“部材”とは、付表－1.2に示される部材種類のひとつひとつ（主桁であれば1本1本）を指す。

部材群が複数のシステムに属する場合は、該当する複数のシステムに記入する。

- ・部材群番号：

部材群毎に付与した番号を記載する。

部材群番号は、多径間の場合は番号が増加していくよう付番する。

例えば以下のように付番する。

1径間目：床版・床組部材群01，主桁・主構部材群01，立体機能保持部材群01

2径間目：床版・床組部材群02，主桁・主構部材群02，立体機能保持部材群02

上下部接続部や下部構造などの部材群番号は、単径間（もしくは多径間の1径間目）であっても「02」まで付番されるため、径間番号と部材群番号が必ずしも一致するものではないことに留意すること。

- ・耐荷機構の整理図

橋の構造体系を橋の耐荷機構に着目して整理した内容を記録する。

6) 点検記録様式（その6）要素番号図及び部材番号図

本様式は、橋梁検査員が作成する。

本様式では、径間毎に、記録録の下地となる要素番号及び部材番号を設定し整理する。

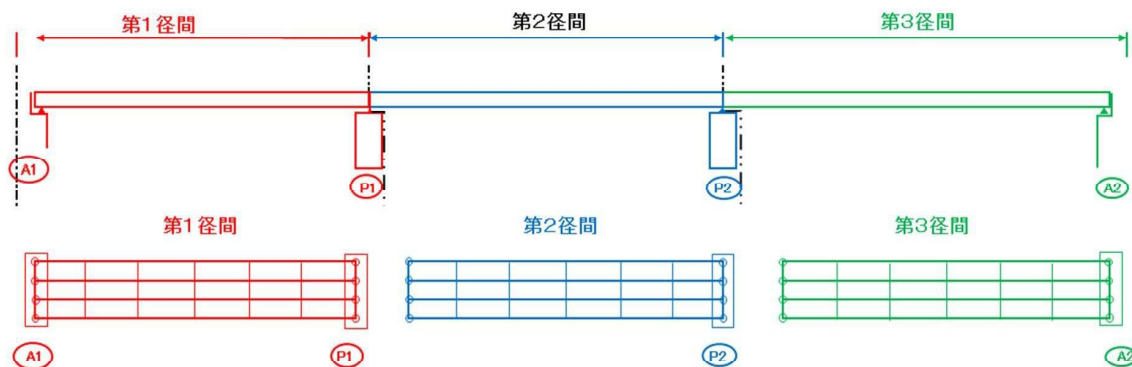
点検記録様式（その6）の記入要領は、次のとおりとする。

(1) 「要素番号図及び部材番号図」：径間毎、部位・部材毎の番号図

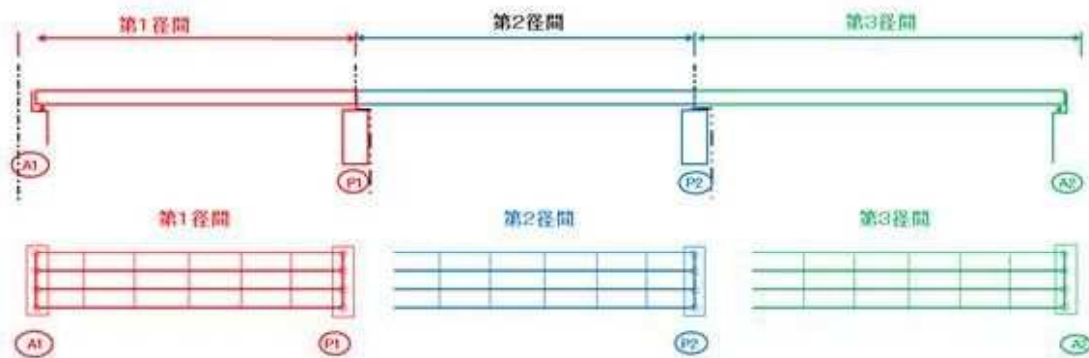
■ 1 径間の考え方

多径間の橋梁において、橋脚、伸縮装置、連続桁中間支点の支承、支点上の対傾構・横桁、桁連結装置（落橋防止）等、前後の径間で共有する部材については、若番側の径間部材とする。

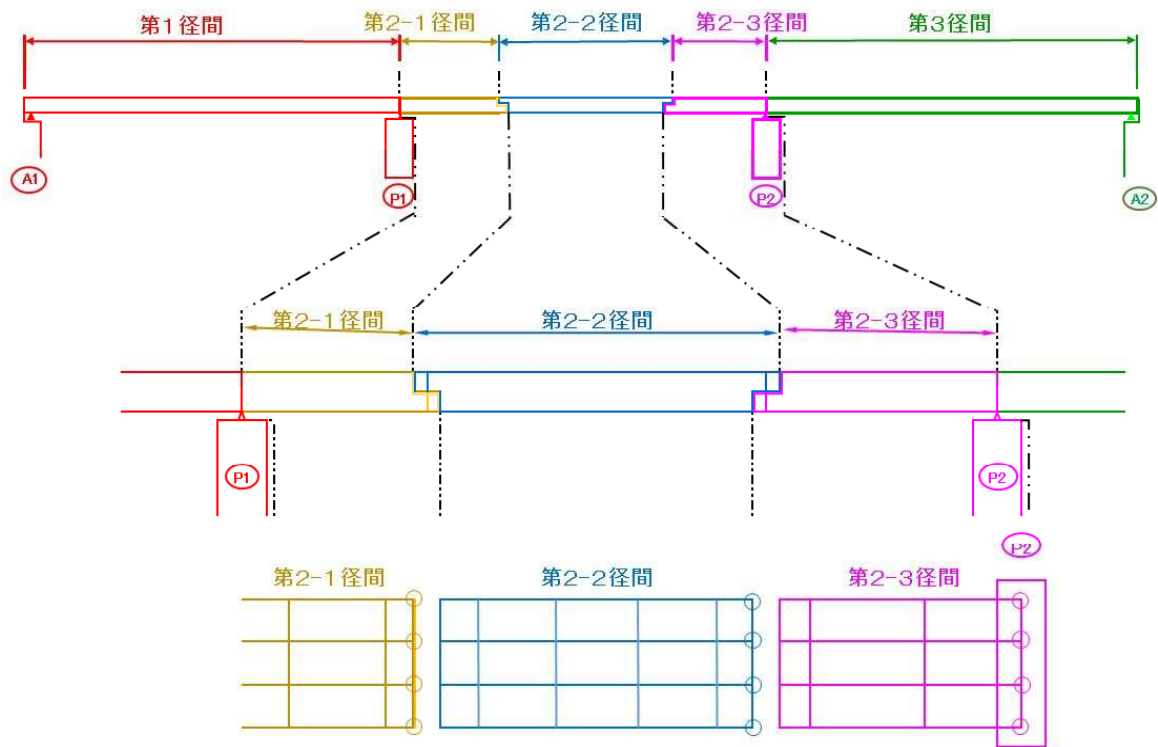
ア) 単純桁の例



イ) 連続桁の例



ウ) ゲルバー桁の例



■要素番号

要素番号は、各部位・部材毎に4桁の番号をつけるものであり、付表－1. 2「各部材の名称と記号」に示す2文字の部材記号を組み合わせることで要素を特定することができる。

要素番号の4桁の数字は、前2桁が橋軸方向の並び(行)を示し、後2桁が橋軸直角方向の並び(列)を示す。この4桁の数字の組合せで、要素の位置を示すものである。なお、数字は部位・部材毎に図の左側(=起点側)から右側(=終点側)へ、上側から下側へ向けて順に増加するように番号を振る。また、箱桁の内部の点検を行った場合は、下記の例に示すように要素番号4桁の数字のうち、左端の桁を9の値とする。要素番号の付け方の例を付図－1. 2「要素番号例」に示す。

なお、要素番号図は損傷の経年変化を知るために、初期入力されたものを更新してはならない。過去の定期点検の記録が部材番号、要素番号が規則に従っていない場合、要素分割方法の見直しなどによって明らかに不都合が生じるものは修正する。不都合が生じる場合の例を以下に示す。

ア) 番号が重複している

イ) 番号定義がない

ウ) 部材種別の取り違い

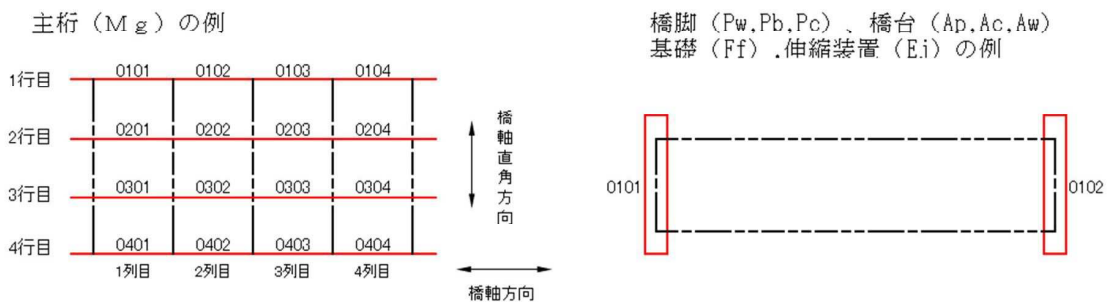
エ) 要素分割方法の見直し 等

補強、拡張等により、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の要素番号の振り直しは行わず、新規の番号を追加するものとする。

例) Mg 0 2 0 5 Ds 0 3 0 4, Ej 0 1 0 6, Mg 9 2 0 5

↓ ↓ ↓
部材記号 (行) (列) → 要素番号

↓
箱桁の内部



■部材番号

部材番号は、特定の部材毎に2桁の番号をつけるものであり、付表－1. 2「各部材の名称と記号」に示す2文字の部材記号を組み合わせることで部材を特定することができる。

部材番号の2桁の数字は、橋軸方向の並び(行)又は橋軸直角方向の並び(列)を示す。数字は図の左側(=起点側)から右側(=終点側)又は上側から下側へ向けて順に増加するように番号を振る。また、箱桁の内部の点検を行った場合は、下記の例に示すように部材番号2桁の数字のうち、左端の桁を9の値とする。

[illegible]

1 本単位、1 箇所もしくは1 基単位で付番する特定の部材を下表に示す。下表に示す以外の、径間単位で評価する部材にあつては、「00」を付す。部材番号の付け方の例を付図－1. 3「部材番号例」に示すので参考にされたい。

なお、部材番号図は経年変化を知るために、初期入力されたものを更新してはならない。

補強、拡張等により、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号の振り直しは行わず、新規の番号を追加するものとする。

表 1 本単位, 1 箇所もしくは 1 基単位で付番する部材

上部構造	主桁		下部構造	橋脚	柱部・壁部		溝橋	頂版	
	主桁ゲルバー部				梁部			側壁	
	横桁				隅角部・接合部			底版	
	縦桁							隔壁	
	主構トラス	上・下弦材	橋台	胸壁	梁部				
		格点			翼壁				
		斜材、垂直材の コンクリート埋込部			基礎				
	アーチ	アーチリブ							
		補剛桁							
		格点							
		吊り材等のコンク リート埋込部							
	ラーメン	主構(桁)							
		主構(脚)							
斜張橋	塔柱								
PC定着部									

主桁 (M_g) の例

1行目 01

2行目 02

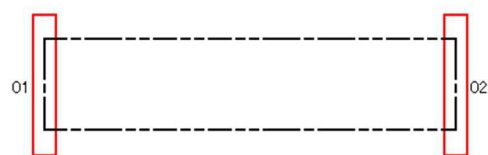
3行目 03

4行目 04

橋軸直角方向

橋軸方向

橋脚 (Pw, Pb, Pc)、橋台 (Ap, Ac, Aw)
基礎 (Ff)、伸縮装置 (Ej) の例



7) 点検記録様式（その 7）診断のための状態把握の方法

本様式は、性能の評価や措置の検討などの一連の診断のために行った状態の把握に関連して、物理的に近接目視又は打音、触診ができない箇所、物理的には近接目視又は打音、触診が可能であるがその他の方法により状態を把握した箇所について記録する。

本様式は、径間毎に作成する。

点検記録様式（その 7）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「要素番号」：対象部材の番号（0 2 0 5 等；「点検記録様式（その 6）」参照）
- ・「点検方法」：近接目視以外の方法の具体的な方法
- ・「機器等の性能や条件、特記事項等」：使用する機器等の性能や条件、特記事項等

【留意事項】

①物理的に目視、打音及び触診が出来ない箇所（部材）

ア) その範囲と理由を明記する。

記載例：・添架物により床版下面が目視できない。

- ・桁高が低く箱桁内部に進入できない。
- ・化粧板により桁が目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁の背面は目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁があり、胸壁前面は目視できない。

イ) 下部構造等の地盤内は目視できないので、点検記録様式（その 3）に地盤線とその記号を記入する。

ウ) 洗掘状況に関する下部構造、周辺河床、護床工等の水中部も、水中カメラ等、状態把握の方法を記載する。その際、道路管理者が直接管理しない護床工等の構造物については、「部材番号」「要素番号」の欄に「NA」と記載する。

エ) ローラー支承については、カバープレートが取り付けられた状況での状態把握か、取り外した状況での状態把握かを記載する。

②橋梁診断員が近接・打音・触診によらなかった部位・部材

橋梁診断員が近接・打音・触診によらなかった部位・部材については、その部材部位を明らかにする。

また、その部材部位毎に使用する機器等の性能や誤差程度、性能を発揮する使用条件を明らかにし、実際に使用した時の条件やキャリブレーションのための試験結果なども明らかにするなど機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を適切に記録する。

8) 点検記録様式（その 8）部材群毎の性能の評価結果

本様式は、点検記録様式（その 2）に記載する上部構造、下部構造、上下部接続部の各構成要素の性能の評価の根拠となる部材群毎の性能の評価の結果を記録するものである。

上部構造は、径間毎、部材群毎に作成する。上下部接続部及び下部構造は、径間別でなく橋全体

で一つの部材群として作成することを基本とする。例えば、下部構造 1 基ずつの調書とする必要はない。また、上下部接続部は一般に 2 つのシステムからなるが、一般に同じ部材が 2 つのシステムの役割を果たすことから 1 枚の調書に集約してよい。

なお、力学的な機能を担う部材群毎の性能の評価結果やその評価結果に至った所見の根拠となる損傷等に特に着目した特筆すべき状態等を、損傷写真だけでは部材等の状態を俯瞰して把握しにくく記号や文章では伝わりにくい質的な情報の記録が必要な場合に、スケッチとして補足し、記録する。その場合の記録は、データ記録様式（その 3－1）損傷図に追記し、情報を追記した橋梁診断員名もあわせて記載する。

点検記録様式（その 8）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号。

上部構造は、径間毎に作成するため径間番号を記入する。

下部構造、上下部接続部は、径間別でなく橋全体で一つの部材群として作成することを基本とする場合には、径間番号の記入は不要。

- ・「構成要素名」：上部構造、下部構造、上下部接続部などの構成要素名。

- ・「力学的な機能を担う部材群名」：

点検記録様式（その 5）にて整理した、同じ役割や機能を担っている部材をグルーピングした部材群名。

- ・「部材群番号」：部材群毎に付与した番号。

- ・「属するシステム名」：部材群が属するシステム名（第 2 章 4. 2 参照）。

- ・「写真」

写真は、構成要素の力学的な機能を担う部材群毎に技術的な評価を行った結果の根拠となる写真を記録する。写真の部位・部材が特定できるように橋脚番号や橋台番号などを枠内に付記する。（例：A 1 橋台、P 2 橋脚、P 3 橋脚上支承など）

写真の記録にあたっては、原因の推定に重要な情報として表面の様子がより詳細に把握できることが望ましいので、塗膜のふくれや割れや剥がれ方、ひびわれや亀裂の凹凸や連続性、錆びの深さ 位置関係などが分かるように、画角や撮影方向、撮影範囲などを工夫する。接合部や埋め込み部でも画角を工夫することが必要である。

なお、一つの所見に対して必要に応じて複数枚の写真を添付してもよい。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1 から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）

点検記録様式（その 1）の写真番号にリンクするものとする。

- ・「部 材 名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 2 「各部材の名称と記号」参照）。

- ・「要素番号」：対象部材の番号（0 2 0 5 等；「点検記録様式（その 6）」参照）。

- ・「損傷の種類」：損傷の種類を第 2 章表－4. 1. 1 に示す 26 種類から選択し記録する。

- ・「想定する状況における部材群の状態の技術的な評価」

「活荷重」、「地震」、「豪雨・出水」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。「その他」は、道路橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」「豪雨・出水」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に

応じて欄を追加する。

第2章5. 2. 2 (1) により以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

想定する状況（活荷重，地震，豪雨・出水）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は，「-」を記載する。

・「特定事象等の有無」

特定事象等による影響の有無を記入する。その他，予防保全の観点で記録しておくべき事象があれば，具体の事象名を記入する。

・「対応や調査の必要性」

維持工事等での対応や詳細調査や追跡調査等の必要性の「有・無」を記入する。各区分（E, M, S 1, S 2）の基本的な考え方は，第2章6. 2から6. 4によるものとする。なお，必要性があると判定し「有」を記録した場合は，その内容と理由を，「所見」の欄に記載するとよい。

・「所見」：

状態の把握から得られた技術的な評価結果の理由や予防保全の観点からの損傷等の変状の状態などの特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

記入にあたっては，以下に留意するとともに，所見欄への記入にあたっては，「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」様式3の記録の手引き「4. 所見」を参照する。

- ・性能の見立ての根拠となる把握した状態の詳細な事項
- ・該当する特定事象の状態も勘案した，予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価
- ・橋梁利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性
- ・措置の緊急性の有無
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく性能の見立ての見込み違いの可能性など，詳細調査や追跡調査の必要性の有無
- ・その他，措置や次回定期点検に向けて必要に応じて記録しておくのがよい事項

9) 点検記録様式（その9-1）その他構造（フェールセーフ）の評価結果

本様式は，点検記録様式（その2）に記載するその他構造（フェールセーフ）について，評価の結果の根拠を整理するものである。様式は径間別ではなく橋全体で一つの部材群として作成することを基本とする。

記載方法については，下記のほかは，点検記録様式（その8）に準拠するものとする。

- ・「構成要素名」：「フェールセーフ」と記入する。
- ・フェールセーフの状態の技術的な評価

地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合は、「地震」の影響に対して、その橋のフェールセーフが機能する状態となることを想定し、フェールセーフの装置等が所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価する。

10) 点検記録様式（その 9－2）その他構造（伸縮装置）の評価結果

本様式は、点検記録様式（その 2）に記載するその他構造（伸縮装置）について、評価の結果の根拠を整理するものである。様式は径間別ではなく橋全体で一つの部材群として作成することを基本とする。

記載方法については、下記のほかは、点検記録様式（その 8）に準拠するものとする。

- ・「構成要素名」：「伸縮装置」と記入する。
- ・伸縮装置の状態の技術的な評価

「活荷重」に対して、伸縮装置の走行性の確保の観点からの評価を行えばよい。なお、伸縮装置自体の構造安全性は、結果的に走行の安全性を損なっている状態でもあることが一般であり、それらも考慮して、走行の安全性の確保の観点から評価する。

11) 点検記録様式（その 10）その他構造（フェールセーフ・伸縮装置以外）の評価結果

本様式は、点検記録様式（その 2）に記載するその他（付属物、附属物等）に関する次回定期点検までの措置の必要性の根拠となる損傷の写真や損傷の種類、措置の必要性に対する橋梁診断員の所見を記録する。

記載方法については、点検記録様式（その 8）に準拠するものとする。

12) 点検記録様式（その 11）維持工事等の必要性

本様式は、点検結果を踏まえた維持管理への指示・引き継ぎ事項を整理するものである。

次回定期点検までの維持工事等での対応の必要性を有りとした場合に、必要な行為等を記載する。また、橋梁利用者及び第三者被害予防の措置の必要性がある場合に、その内容を記載する。

点検記録様式(その 11)の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当部分に対応した径間番号
- ・「箇所」：対象となる箇所

A 1 橋台側排水管、下流側排水枳 など、箇所が特定できるよう記載

- ・「状態と必要な行為」：上述箇所の状態と、それに対して必要な行為
- ・「写真番号」：「箇所」や「状態と必要な行為」を補足するための資料

点検記録様式（その 8）に添付されている写真が補足資料になる場合には写真番号を記載する。

記載においては「点検記録様式（その 8）写真番号○」など、参照先がわかるようにする。